

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第7章 樋門等の操作</b></p> <p>樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行う。</p> <p>町は、樋門等の管理者から、操作状況について連絡を受けた場合には、内水氾濫の発生に備え、早めの水防活動を実施する。</p>	<p><b>第7章 樋門等の操作</b></p> <p><b>第1 樋門等</b></p> <p>樋門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。</p> <p>また、樋門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作（治水協定に基づく事前放流を含む）を行う。</p> <p>町は、樋門等の管理者から、操作状況について連絡を受けた場合には、内水氾濫の発生に備え、早めの水防活動を実施する。</p>	